

家庭ごみの不適正排出対策の方向性について（案）

さらなるごみの減量・資源化及び適正処理を進めていくためには、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して取り組んでいく必要がある。

しかし、一部のごみ集積所においては基本的な排出ルールが守られていない現状があることから、排出ルールの遵守をはじめとする排出者の役割・責任を徹底し、公平性の高い対応を進めていくため、以下の項目についての取組を検討する。

なお、検討にあたっては、排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果、排出ルールが守られない要因や市民の属性などを勘案するものとする。

<主な検討項目（案）>

1. 未然防止対策の強化

（1）基本的な排出ルールの周知の徹底

- ① 不動産管理業者等との連携による周知
- ② 自治会、じゅんかんパートナー、ごみ減量化・資源化協力店等との連携による周知

（2）ごみ集積所管理の強化

- ① 集合住宅におけるごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討
- ② 集合住宅の所有者等（管理者を含む）の役割の明確化と連携の強化

2. ルール違反ごみへの対応の厳格化

（1）ごみの取り残し（収集しない）の徹底

（2）ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入の検討

1. 未然防止対策の強化

(1) 基本的な排出ルールの周知の徹底

不適正排出対策を進める前提として、市民に対する基本的な排出ルールについての周知を徹底することが最も重要であり、対策を進める上での基礎となる。

これまでも、様々な広報媒体等を用いて周知活動を進めているが、これらの取組の充実に加え、本市の地域特性等を踏まえて、

○市外からの転入者（排出ルールは市町村よって異なるため）

○市からの情報が周知しにくい自治会未加入者、単身世帯、外国人等への周知については、関係者との協力を含めた周知方法の工夫が必要である。

① 不動産管理業者等との連携による周知

本市は、人口の転出入が多く、市外からの転入世帯が多いこと、全世帯の約3分の2が集合住宅に居住しているという地域特性がある。

また、排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果によると、賃貸の集合住宅で利用するごみ集積所での排出ルール違反が多い傾向にあり、賃貸住宅には自治会に加入していない世帯（単身者、外国人を含む）が多く居住していることが考えられることなどから、不動産の仲介や管理を行う業者との連携を強化していく。

例) 不動産の賃貸借契約時や入居時における説明・周知

管理物件の共用スペースやごみ集積所への掲示、入居者への指導 など

② 自治会、じゅんかんパートナー、ごみ減量化・資源化協力店等との連携による周知

ごみの集積所に係る問題は地域の生活環境にも影響を与えるものであることから、地域コミュニティの中核を担う自治会や、市と市民との架け橋としての役割を担うじゅんかんパートナーと協力して、広く市民を対象にした排出ルールの周知を今後も継続して行う。

例) 自治会への出前説明会、周知チラシ等の回覧・配布 など

また、市民が日常生活で利用する小売店等における周知啓発は効果が期待できると考えられることから、ごみ減量化・資源化協力店制度を活用して、小売店等における周知・啓発活動を推進する。

例) 指定ごみ袋を販売する店舗での広報 など

市からの情報が伝わりにくい外国人への対応については、外国語版のリーフレットなどを作成・配布するとともに、外国人コミュニティの関連団体の協力を得て、ごみ排出ルールの周知を強化する。

例) リーフレット、指定ごみ袋、ごみ集積所等の表示の多言語化 など

<参考>

札幌市 ～共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会など～

札幌市では共同住宅のごみ排出マナーの改善に向けた実効性のある対策を協議するため、不動産関係団体やアパート・マンションの管理会社等で構成される連絡協議会を設け、協議会の会員等を通じて入居時に入居者への周知などが行われている。

また、ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱において、あっせん・仲介業者が入居時にごみ排出マナーを周知すること、共同住宅のオーナー・管理会社が居住者にごみの分別指導を行うことなどが定められている。

<入居時に配布しているチラシ（札幌市）>

ごみステーションをみんなできれいに!

排出ルールを守りましょう

- 収集日当日の朝、8時30分までにごみステーションに出しましょう。前日の夜や収集後に出してはいけません。
- 自ら管理に携わっているごみステーションに出しましょう。他のごみステーションに排出するのはルール違反です。
- 「分別がされていない」、「収集日が違う」など排出ルールが守られていないものには、違反シールを張り、ごみステーションに置いていきます。
- 自分出したものに違反シールが張られていたら、一度持ち帰り、正しく分別し、正しい収集日に出し直しましょう。

排出ルールが守られていないものについては、ごみステーションパトロールを行っている「さっぽろごみパト隊」が調査・指導を行います


ごみステーションはみんなて管理しましょう

- ネットやカラスよけサークルなどの管理器材を有効活用し、ごみの飛散防止に努めましょう。
- ごみステーションの清掃や除雪、管理器材の整理は、利用する皆さんが協力して行いましょう。

札幌市 環境局からの

ごみの出し方

のお知らせ



＜札幌市ごみ減量キャラクター＞ さっぽろミーゴス

- 地域によって収集日は異なります。ごみを出すときは「**家庭ごみ収集日カレンダー**」をご確認ください。
- 区役所では、ごみの分け方について詳しく記載した「**ごみ分けガイド**」とカラー版の「**家庭ごみ収集日カレンダー**」（いずれも、下記ホームページアドレスにも掲載）を無料でお配りしています。

※ ホームページアドレス
<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>

※ 収集日無料メールサービス 53ca1ゴミカレ <http://www.53.ca1>
 ○このサービスは市の情報を基に民間事業者が行っています。
 ○サイトの閲覧やメール配信には通信料が必要です。
 ○会員登録方法や注意事項をよく読んで個人の責任においてご利用ください。

- **アパート・マンションごとに、使用のごみステーションの場所は決まっています。**アパート・マンションの仲介会社、管理会社、下記の問い合わせ先等に確認してから、ごみを出しましょう。


燃やせるごみ・燃やせないごみは有料です
指定袋に入れて、ごみステーションへ出しましょう

- ・ 指定袋は持ち手の部分をしっかりと縛り、口を閉じて出してください。袋の口が開いていたり、袋の口をガムテープなどでとめたりするのはルール違反です。
- ・ 傘などの棒状で、40リットルの指定袋から一部が飛び出すものは、大部分が指定袋に入っていて、袋の口をしっかりと縛ることができれば、指定袋を使ってごみステーションに出すことができます。

種類・価格 ※粗単位で販売します。払い戻しはできませんので、ご注意ください

容量	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ
販売価格	100円 (10枚1組)	200円 (10枚1組)	400円 (10枚1組)	400円 (5枚1組)

取扱店
市内のスーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなど、右記のステッカーのあるお店で販売しています。
お問い合わせは▶環境事業部企画課 ☎211-2912



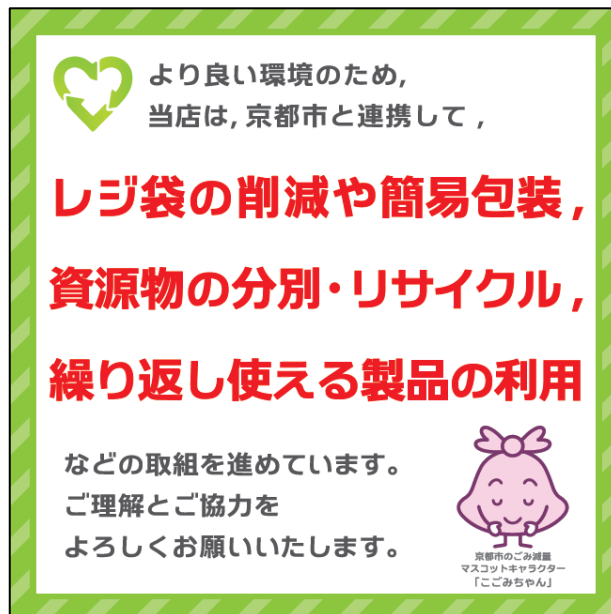
(出典) 札幌市ホームページ

<参考>

京都市 ～「しまつのこころ条例」に基づく事業者によるPR～

平成 27 年 10 月に改正（施行）した「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（しまつのこころ条例）」においては、物品の小売に伴って生じる廃棄物の発生抑制への取り組みとして、購入者への周知が事業者に義務付けられており、京都市ホームページを通じて、店舗用のPRツールが提供されている。

<店舗用PRツール（京都市）>



（出典）京都市ホームページ

市川市が提供している店頭表示用POP



(2) ごみ集積所管理の強化

排出ルールに違反したごみが排出されにくいごみ集積所とするとともに、ルール違反ごみが排出された場合に啓発・指導をしやすい環境づくりを進めるため、ごみ集積所の設置及び管理のあり方や関係者の役割の見直しを図っていく。

① 集合住宅におけるごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討

集合住宅の新築時においては、原則として市川市宅地開発条例に基づいて敷地内に集合住宅専用の集積所が設置されるが、既存の集合住宅の一部や条例の適用を受けない小規模の集合住宅においては、敷地内に専用のごみ集積所が設置されておらず、近隣の戸建住宅などと共用で道路上のごみ集積所を利用しているケースがある。

不適正排出対策に関するごみ集積所の調査結果によると、賃貸の集合住宅が利用するごみ集積所での排出ルール違反が多い傾向にあり、また、路上等の敷地外に設置された集積所における不適正排出は周辺環境への影響が大きいといった問題がある。

このため、例えば既存の集合住宅が利用する路上等のごみ集積所において、不適正排出が改善されない場合には、集合住宅の管理責任の明確化と周辺環境への配慮の観点から、既存のごみ集積所から分離して、集合住宅専用のごみ集積所を敷地内へ設置することについて義務化することなどを検討する。

② 集合住宅の所有者等（管理者を含む）の役割の明確化と連携の強化

不適正排出対策に関するごみ集積所の調査や、これまでに実施した個別のごみ集積所の利用者等への指導・啓発の結果、集合住宅の所有者や管理者が入居者に対して、集積所や掲示板等に貼紙をするなど、基本的な排出ルールを周知する対策を実施した場合、排出状況が改善しやすいことが確認されている。

また、集合住宅の所有者（貸主）、管理組合、管理業者等は、周辺環境の保全上、所有又は管理する物件（敷地・建物等）を適正に管理することが求められるほか、入居者に対しては、管理物件の使用上の注意や指導を行うことも可能な立場にあると考えられる。

そこで、集合住宅の所有者や管理者との連携を強化し、基本的な排出ルールを周知するためのツールや、適正な排出が確保されている模範的な集積所についての情報を管理者等に提供することで各集積所の適正な管理を促進する。

また、集合住宅の所有者や管理者の責任や役割について、条例への規定などによる明確化を図ることを検討する。

<参考>

札幌市 ～集合住宅のごみステーションの敷地内への設置～

ごみステーションを共同住宅と戸建住宅で共用している場合に、ごみ出しマナーをめぐる様々な問題に関する意見が多かったことから、住戸を6戸以上有する集合住宅（新築）はステーションの敷地内設置を要することとしている。

また、既存の集合住宅についても、近隣住民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持できなくなった場合には、敷地内へ専用のごみステーションを移設することを要綱で定めている。

○札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱（抜粋）

（既存共同住宅に係るごみステーションの設置）

第 12 条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持するよう努めなければならない。

2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持できなくなったと当該住所
地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。

3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所
地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合は第6条及び第7条に定める基準に従わなければならない。

（基本事項）

第 17 条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。

(2) 原則として1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。

(3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて1箇所のごみステーションを設置することができる。

(4) 容積は1住戸につき60リットルを基準とする。

(5) ごみステーション以外の用途と共用しないこと。

2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

<参考>

京都市～共同住宅所有者等の責任の明確化と管理支援～

ごみ減量をさらに進めるため、共同住宅の所有者・管理者に対して、居住者にごみの分別や発生抑制などに関する情報提供や啓発を行うことを義務付けている。

また、ホームページには、共同住宅管理者向けの周知ツールを掲載している。

○京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（共同住宅等における廃棄物の発生抑制等）

第16条 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）をいう。以下同じ。）の所有者（その委託を受けて当該共同住宅等を管理する者がある場合にあっては、当該者）は、その居住者に対し、本市と連携して、再生利用可能廃棄物の分別その他の本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知するとともに、当該居住者により当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行わなければならない。

2 共同住宅等を新築しようとする者（その委託を受けて新築に係る共同住宅等を管理しようとする者がある場合にあっては、当該者）及び既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする者は、別に定めるところにより、前項の規定による周知の方法その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

（改善勧告及び公表）

第18条 市長は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

～中略～

(4) 共同住宅等の所有者又はその委託を受けて当該共同住宅等を管理する者 第16条第1項

(5) 共同住宅等を新築しようとする者又はその委託を受けて新築に係る共同住宅等を管理しようとする者及び既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする者 第16条第2項

(6) 第16条第2項の規定により届出をした者 同条第3項

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

<共同住宅用周知ツール（京都市）>

京都市では、平成27年10月にスタートした、ごみ半減をめざす「しまつのころ条例」に基づき、市民・事業者の皆様とともに、**ごみを出さないライフスタイルへの転換と、分別・リサイクルの徹底**に取り組んでいます。ご協力をお願いします。（※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称）

ごみを出さないライフスタイル
食品ロス（食べ残しや手付かず食品）やレジ袋の削減などにご理解とご協力をお願いします。

分別・リサイクルの徹底
次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

- リサイクルできる紙類 → 古紙回収など
- プラスチック製の「容器」と「包装」 → 資源物回収
- 缶・びん・ペットボトル → 資源物回収

※民間業者が収集しているマンションにお住まいの方は、京都市の収集ルールとは異なる場合がありますので、マンションの管理者等にご確認ください。

分別方法についての詳しいお問合せは、
● 東区エコまちステーション TEL 090-0000-0000
● 南区エコまちステーション TEL 090-0000-0000

ごみの出し方がわからないときは、「京都ごみネット」で検索してね！
（スマートフォン用）

2. ルール違反ごみへの対応の厳格化

排出ルールに違反したごみや、悪質なルール違反者に対しては、排出ルールを遵守して適正に排出する市民との間の公平性を確保することや、排出ルール違反を繰り返すことを抑止するため、対応の厳格化を図っていく。

(1) ごみの取り残し（収集しない）の徹底

基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、ルール違反ごみについては、今後も継続して取り残しを徹底していく。

なお、取り残しは、排出者に基本的な排出ルールに違反していることを周知し、適正な排出を促すために行うものであることから、ごみ集積所への掲示や取り残すごみ袋へ貼る注意シールについては、分かりやすいものとする。

(留意事項)

○取り残しによる生活環境等への影響

ごみの取り残しによって、悪臭、散乱等による周辺的生活環境や交通安全への影響が想定されるため、原則として取り残しを徹底するものの、生ごみの腐敗が進みやすい夏期や路上のごみ集積所の設置場所によっては、生活環境の保全や通学路の安全確保などについて留意して対応する。

(2) ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討

排出ルール違反の多いごみ集積所においては、ルール違反ごみの開封調査による排出者の特定に努め、個別の排出指導を強化する。

また、基本的な排出ルールの違反が繰り返される場合も想定されることから、悪質なルール違反者に対する指導・罰則等の制度化について検討する。

なお、指導・罰則制度の目的は、排出ルールを遵守してもらうことや違反の抑止効果を期待するものであり、罰則を課すことを主な目的とするものではないが、最終的に罰則の適用が必要なケースも想定されるため、罰則規定についても検討に含めることとする。

(留意事項)

○排出者特定のための開封調査におけるプライバシーへの配慮

ルール違反ごみの排出者への啓発や指導、罰則適用の前提として、排出者を特定するためにごみの開封調査を実施する必要がある。この際、個人情報を取扱うことになるため、市民の安心が得られるよう実施方法に配慮が必要である。

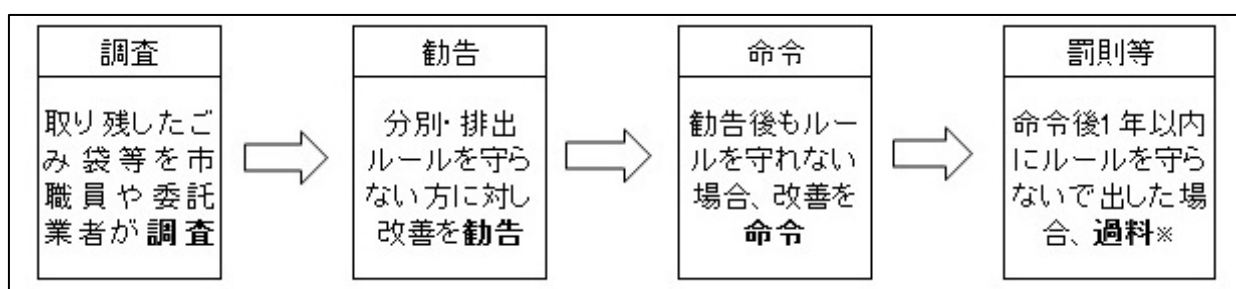
<参考>

千葉市 ～ごみの分別・排出ルール違反への指導・罰則制度～

分別・排出状況の悪いごみ集積所において、ルール違反ごみを調査し、排出者を特定して、訪問指導等を行う制度を平成23年4月1日から運用している。

なお、ルール違反のごみの開封調査は市職員が個人情報の保護に留意して行うこととしている。

指導・罰則制度の流れ



※過料 2千円

調査・指導件数（平成25年度）

区分	件数
調査ごみステーション数（延べ）	14,865箇所
開封調査したルール違反ごみ	5,342件
排出者を特定した件数	676件
戸別訪問指導件数	99件
文書指導件数	445件

（出典）千葉市清掃事業概要

○千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（抜粋）

（廃棄物の排出）

第 20 条の 2 占有者等は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

（改善勧告及び命令等）

第 20 条の 3 市長は、占有者等が前条第 1 項の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わずに家庭系廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、事業者が前条第 2 項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

5 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令を受けた日から 1 年以内に、前条第 2 項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（罰則）

第 55 条 第 20 条の 3 第 2 項又は第 4 項の規定による命令を受けた日から 1 年以内に、第 20 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者は、2 千円以下の過料に処する。